

自動車税（種別割・環境性能割）減免申請の必要書類

身体障害者等（減免等級に該当する者をいう。）のために使用する自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請を行う場合は、次の書類等を提出して下さい。

運 転 者	自 動 車 の 要 件	提 出 書 類 等
◆ 本人が運転する場合 「本人運転」かつ 「本人所有」	身体障害者等が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、右の1～5の書類等が必要です。 ※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有の場合は、本人運転の申請はできません。	1 自動車税種別割減免申請書（その2）及び自動車税環境性能割減免申請書（その2） 2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳 又は療育手帳の原本とコピー（裏表） 3 運転者の自動車運転免許証のコピー（裏表） 4 自動車検査証のコピー（減免車両の入替の場合は、現に減免を受けている自動車の【抹消】又は【移転後】の検査証のコピーも必要） 5 印鑑（認印でもよい）
◆ 生計同一者が運転する場合 「生計同一者運転」かつ 「本人所有または生計同一者所有」	身体障害者等が取得し、又は所有する自動車（当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右の証明書が必要となります。	6 生計同一証明書 市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ。）が発行します。 ※精神障害者保健福祉手帳で減免申請をする方で、那覇市の方は那覇市の障がい福祉課で生計同一証明書を発行します。
◆ 本人が運転する場合 「本人運転」かつ 「生計同一者所有」	当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右の証明書が必要となります。	
◆ 常時介護者が運転する場合 「常時介護者運転」かつ 「本人所有」	身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右7～8の証明書が必要となります。	7 常時介護証明書 市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県福祉保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ。）が発行します。 ※精神障害者保健福祉手帳で減免申請をする方で、那覇市の方は那覇市の障がい福祉課で常時介護証明書を発行します。 8 住民票謄本（世帯全員の身体障害者手帳等のコピーをあわせて添付する）

※申請書類等について、下記へお問い合わせください。

〒 901-2134

浦添市字港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所・課税班

TEL 098-879-1627

FAX 098-879-1630

〒 906-0012

宮古島市平良字西里1125番地

沖縄県宮古事務所・県税課

TEL 0980-72-2553

FAX 0980-73-4115

〒 907-0002

石垣市字真栄里438番地の1

沖縄県八重山事務所・県税課

TEL 0980-82-3045

FAX 0980-82-2044